

福島県知事

佐藤 雄平 様

復興交付金制度等に  
関する緊急要望書

いわき市長

渡辺 敬夫

## 1 復興交付金事業計画に係る福島県の対応について

- 東日本大震災からの復興を図るためには、県においても、市町村においても、国の制度を最大限に活用する必要があります。
- その第1弾として、今月末が第1回目の締切とされている「復興交付金事業計画」があげられ、本制度の活用については、岩手・宮城の両県においては、県が積極的に情報収集等に努め、市町村に対して事業量の調査を行うなど、主導的に取り組んでいると聞き及んでいるところであります。
- 復興交付金事業計画については、市町村単独もしくは県と市町村が合同で作成することとなっており、特に津波被災地域の復興に関しては、県との役割分担も必要になります。
- 福島県では、それぞれの部署において、本制度活用に係る動きはあるものの、制度全般に係る総合的な窓口が設置されていないなど、本制度に係る県の動きが見えていないと言わざるを得ません。
- 復興交付金事業計画に係る国への申請は1月末が第1回締切という情報がある状況を踏まえ、福島県においては、早急に本制度活用に係る方針等（事業内容・事業費の確定等）を明らかにし、市町村との連携を図られるようお願いいたします。

## 2 津波被災沿岸域の復興に係る県の対応について

- 本市では、今般の震災を踏まえた津波シミュレーションを参考に、海岸保全施設をはじめとした多重防御により市街地を津波浸水から防ぐこととしており、その方針に基づき策定を進めている沿岸域の土地利用計画を確実に達成するためには、道路、河川、港湾等の施設を管理する県と市の連携が非常に重要となります。
- 特に以下に示す項目については、県の対応が決定しないと本市の復興交付金事業計画の策定が困難となることから、早急に対応の決定及び事業費の算出等を図られるようお願いします。
- なお、これらの事業については、基幹事業とされていないことから、県が責任をもって、基幹事業への追加について、積極的に国へ働きかけるようお願いします。

### ① 海岸堤防

海岸背後市街地の安全性の向上や地域資源の確保が出来るよう、海岸堤防の位置変更や河川河口部、排水路吐口のゲート設置の対応等をお願いしたい。

- (例) 四倉海岸 → 海岸堤防の前出しによる既存市街地の保全
- 波立海岸 → 海岸堤防部へのゲート設置による浜川、横内川への津波遡上阻止
- 薄磯海岸 → 海岸堤防のセットバックによる海水浴場の保全
- 永崎海岸 → 海岸堤防部へのゲート設置による大平川、天神前川への津波遡上阻止、離岸堤設置

## ② 河川堤防

今回の津波被害は、海岸堤防の越流に加え、河口部より河川を溯上し、河川堤防を越流した津波が市街地に侵入し被害を拡大させた状況が見受けられたことから、河川堤防の嵩上げやゲート設置等の対策により津波被害を阻止したいため、災害復旧の対象範囲を越えた整備についても対応していただきたい。

(例) 大久川、小久川、弁天川、諏訪川、神白川、渚川

## ③ 港湾部

市街地部については、海岸堤防の嵩上げに加え、防災緑地設置等により防災力の強化を図ることとしているが、港湾部については、港湾背後地の地理的な要因等から市街地部でのハード整備の対応が困難であるため、港湾区域内での防災対策の強化をお願いしたい。

(例) ○四倉漁港

→ 漁港内への堤防設置、四倉漁港内導流堤の構造変更  
(BOX、ゲート)

○江名港、中之作港、小浜漁港

→ 港湾保全施設における防災対策の強化  
(防波堤の嵩上げ等)

### 3 (仮称)水産総合研究センターの設置について

- 県においては、復興交付金を活用して、水産種苗研究所の機能を本市の水産試験場に一部移転し、暫定的な利用を目指すと聞き及んでおります。
- 本市においては、「水産試験場」をはじめ、「いわき海星高等学校」や「アクアマリンふくしま」が設置されるなど、水産に関する総合的な研究を行う土壌が整っていることから、これを機に、復興交付金の基幹事業の一つである「農林水産関係試験研究機関緊急整備事業」を活用し、本市への「(仮称)水産総合研究センター」の設置について、取組みを進めていただきたい。

### 4 総合磐城共立病院の耐震化について

- 基幹事業において、「医療施設耐震化事業」が位置づけられ、災害拠点病院などの耐震化を促進することとされております。
- 一方、三次補正予算において、厚生労働省では、医療施設の防災対策の推進として、医療施設耐震化基金への積み増しを行っているところであります。
- 本市では、災害時における総合磐城共立病院の災害拠点病院として果たす役割を鑑み、耐震化工事を実施する予定であります。財源がより有利な方法で対応したいことから、復興交付金事業の一つである「医療施設耐震化事業」の活用を図る予定としております。
- この事業については、県が交付団体となることから、県において、総合磐城共立病院の耐震化に係る本事業の活用について、お取り計らい願います。

○ なお、本事業については、補助の基準面積の上限が 8,635 m<sup>2</sup>と定められており、それを超える面積分については、現行制度上、市の単独事業として実施せざるを得ないところであります。

については、被災地域の安全・安心を確保する観点から、災害拠点病院の確実な耐震化を推進するとともに地方負担の軽減を図るため、当該基準面積の見直しについて、本事業の交付主体となる県においても、国に積極的に働きかけられるようお願いいたします。